

川越町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

この川越町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、三重県建築物耐震改修促進計画に示されている、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」について定めたものである。

1 取組目的

- 住宅の耐震化を推進するため、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2 緊急耐震重点区域の設定

緊急耐震重点区域は、本町の住宅耐震化の状況から次の区域とする。

緊急耐震重点区域：川越町(全域)

○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された住宅



川越町(全域)にて実施

3 取組期間

本プログラムの取組期間は下記のとおりとする。

取組期間：令和8年度～令和12年度(5年間)

	R8	R9	R10	R11	R12
戸別訪問					
普及啓発等					

4 戸別訪問の実施

戸別訪問は下記のとおり行う。

- リーフレット等を用い耐震化の必要性・補助制度を説明する。
- 不在の場合は、資料をポストインする。
- 訪問結果(訪問日、訪問者、説明内容等)を記録・整理する。

5 その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、次の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフの配布
- ホームページや広報誌などを利用した周知啓発案内
- 防災訓練等や各種イベントにおける啓発活動

6 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、県及び(非)三重県木造住宅耐震化促進協議会と連携して活動に取り組む

7 具体的な取組内容

- 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組
 - 「4 戸別訪問の実施」により実施する
- 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
 - 耐震診断結果報告時に委託事業者等から住宅所有者に対して、改修補助制度等の説明を行う

川越町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

8 住宅耐震化に係る支援目標

- ・ 事業目標件数

木造住宅耐震化支援事業	R8	R9	R10	R11	R12
耐震診断	14	21	20	21	20
耐震補強設計	4	6	6	6	6
耐震補強工事	4	6	6	6	6
除却工事	10	15	14	15	15

9 自己評価(前年度)

【取組実績】

1) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

- ・耐震化普及啓発・補助制度リーフレットを広報誌に記載し、戸別訪問時に各戸に配布

2) 耐震診断済み住宅への耐震化促進

- ・耐震診断の結果、耐震性が不足していた場合、町職員が診断結果を説明し補助制度の案内や相談等を実施
- ・過去に耐震性なしと診断され、耐震改修が未実施の住宅に対して電話等による働きかけを実施

3) 改修事業者の技術力向上等

- ・三重県と連携し耐震改修工事に関する事業者向け講習会の実施及び参加の啓発を実施

4) 一般住民への周知普及

- ・広報誌(9月号)にて、耐震改修の必要性と補助制度を周知
- ・戸別訪問時に耐震改修の必要性と補助制度を周知
- ・窓口や出先機関にリーフレットを設置して耐震改修の必要性と補助制度を周知

【今後の課題】

- ・耐震改修補助の申請が伸び悩んでいる。
- ・耐震改修の必要性を理解していても、費用的問題により実施できないケースがある。

【今後の取組方向】

- ・住宅耐震化に係る総合的支援メニューの周知を図り、耐震補強等の促進を図る。
- ・耐震診断時のアンケートにて耐震改修、除却等を検討中と回答のあった所有者等に対して改修工事等の実施を促す。
- ・除却に対する補助制度等を活用し、旧耐震空き家や除却希望者の住宅の除却促進を図る。